令和5年産 経営所得安定対策等の交付金を申請される農業者の皆様へ

【畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）・収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）・水田活用の直接支払交付金（水田活用）】

制度概要

①麦・大豆などの畑作物の生産費と販売価格の差額分相当を補てんする「ゲタ対策」、②米・畑作物の販売価格の下落に伴う収入の減少額の9割相当を補てんする「ナラシ対策」、③水田での食料自給率・自給力の維持向上を図るため麦・大豆・飼料用米・米粉用米などの作物生産を支援する「水田活用」を実施しています。なお、令和元年から、全ての農産物を対象に収入の減少を広くカバーする収入保険制度も実施しています。

1 交付申請書の作成

交付金を申請するためには申請書を作成します。

記入例

経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号A）

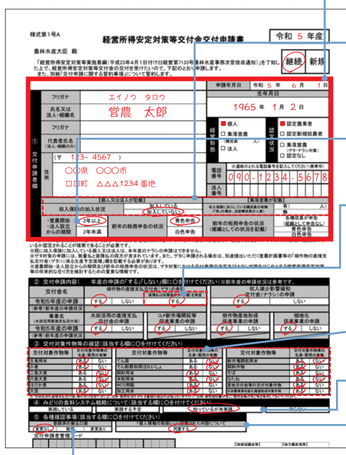

赤枠線内の記入を訂正する場合は**二重線抹消**の上、訂正してください。（訂正印は不要）

「収入保険制度」に加入しているか記入してください。集落営農の構成員が収入保険制度に加入している場合は、その人数を右欄に記入してください。

ゲタ対策を申請する方で、個人の方は営農開始から、法人の方は設立からの期間が2年以上か2年未満のいずれかに必ず「○」を付けてください。

収穫の状況を見て、面積払を申請する方は、「する」に「○」を付けてください。

以下の交付対象作物等に生産・販売の予定があれば「ある」、なければ「ない」に、必ず「○」を付けてください。（営農計画書に記入のある作物には、「ある」に必ず「○」を付けてください。）

みどりの食料システム戦略について、ご存じかどうかの調査です。該当するところに「○」を付けてください。

「○」を付けていない場合は、協議会または国から同意の問い合わせを行います。

【振込口座の新規登録、または口座の変更をしたい方】
「新規」か「変更あり」に「○」を付け、口座届出書」と関係書類を併せて提出してください。

【集落営農の方は、下記の書類の添付が必要】
①共同販売経理を確認できる書類…総会資料（決算書類などの写し）、通帳の写し等
➡ 毎年の提出が必要
②規約（写）、構成員名簿（写）
➡ 変更があった場合のみ必要

2 営農計画書の作成（※協議会等によって、営農計画書の様式が異なる場合があります。）

農地情報（地番、面積、作付作物など）を詳しく記入してください。
交付金は、記入した情報と作付確認の結果に基づいて交付されます。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください。（あらかじめ印字されている場合は内容を確認していただき、訂正する場合は**二重線抹消**の上、訂正してください。）

【交付対象農地区分】
水田活用の直接支払交付金の交付対象農地かどうか、協議会等に確認の上、記入してください。
交付対象水田…「1」　交付対象ではない水田…「2」
畑地など…「3」

【水稲作付最終年】
前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください。（ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要）
例）令和4年度に水稲を作付けた場合、令和5年度の営農計画書提出時に「R4」と記入。

【作物名、は種の有無】
作付作物が「牧草」の場合は、「飼料作物（牧草）」と記入し、当年度には種を行う場合には、は種の有無の欄に「○」を付けてください。

【自家消費該当】
出荷・販売を全く行わず、自らが消費する場合は、「○」を付けてください。

【畑地化】
畑地化に取り組む場合は対象年度を記入してください。

【高収益作物のみ】
畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、「○」を付けてください。

【水田農業高収益化推進計画】
水田農業高収益化推進計画に位置づけられている作物を作付けする場合は、「○」を付けてください。

【高収益作物定着促進支援開始年】
高収益作物定着促進支援の対象ほ場は、支援が開始された年度を記入してください。

【コメ新市場開拓事業対象】
コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場は、「○」を付けてください。

【R6畑地化の意向】
畑作物産地形成促進事業で、令和6年度に畑地化に取り組む場合は、「○」を付けてください。

【畑作物産地事業（R4補正）対象】
畑作物産地形成促進事業（R4補正）に申請したほ場は、「○」を付けてください。

【畑作物定着促進支援開始年】
畑作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入してください。

【畑地化促進事業（R4補正）該当】
畑作物産地形成促進事業に取り組む場合は、「○」を付けてください。

【うち加工・業務用】
加工・業務用の野菜・果樹で高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、「○」を付けてください。

【作期】
二毛作の場合は「2」となります。
例）小麦を基幹作物とし、そばを後作とする場合は、小麦の作期を「1」とし、そばの作期を「2」と記入。

【面積】
面積（本地面積）、作物作付面積を記入する際は、**面積の単位（a、㎡）に注意**してください。

【多収品種、品種名】
区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取組む場合、多収品種を作付する場合 …「1」
それ以外の品種を作付する場合 …「2」
と記入してください。
（「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入してください。）

記入例

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書（様式第2号）

農地の利用計画記入欄（農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください）

農地の番号		地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分（注1）	水稲作付最終年（注2）	作期（注3）	面積（本地面積）	作物作付面積（注4）	作物名（注5）	は種の有無（注6）	自家消費該当	多収品種（注7）	品種名	地権者（権原を有する者）（注8）		畑地化（注9）	高収益作物のみ（注10）	畑地化促進事業（R4補正）該当（注11）	畑地化促進助成（R5当初）該当（注12）	水田農業高収益化推進計画該当（注13）	高収益作物定着促進支援開始年（注14）	うち加工・業務用（注15）	畑作物定着促進支援開始年（注16）	畑作物産地事業（R4補正）対象（注17）	R6畑地化の意向（注18）	コメ新市場開拓事業対象（注19）	別途実施事業 該当（注20）	備考
地番	分筆番号												住所地・氏名														
0001	001	上野 1	1	R4	1	a 400 ㎡ 800	a 400 ㎡ 800	主食用米																			
0002	001	上野 2	1		1	a 11 ㎡ 29	a 11 ㎡ 29	飼料作物（子実用ともろこし）																			
0003	001	上野 3	1		1	a 41 ㎡ 29	a 41 ㎡ 29	WCS用稲																			
0004	001	上野 4	1		1	a 100 ㎡ 25	a 100 ㎡ 25	飼料用米			1	タカナリ															
0005	001	上野 5	2		1	a 150 ㎡ 300	a 150 ㎡ 300	大豆																			
0006	001	上野 6	1		1	a 200 ㎡ 500	a 200 ㎡ 500	小麦															○	○			
0006	001	上野 6	1		2	a 17 ㎡ 55	a 17 ㎡ 55	そば																			
0007	001	中野 1	2		1	a 6 ㎡ 23	a 6 ㎡ 23	白菜		○																	
0008	001	中野 2	1		1	a 12 ㎡ 29	a 12 ㎡ 29	ブルーベリー							R5	○	○			R5							
0009	001	中野 3	1		1	a 30 ㎡ 33	a 30 ㎡ 33	なたね																			
0010	001	中野 4	1		1	a 37 ㎡ 45	a 37 ㎡ 45	大豆							R4		○					R4					
0011	001	中野 5	1		1	a 50 ㎡ 25	a 50 ㎡ 25	キャベツ							R3	○			○	R3	○						

3 「ゲタ対策」「ナラシ対策」「水田活用」の必要書類と提出期限

交付申請の内容によって必要な書類や期限が異なります。

⚠以下に記載の月日は最終〆切期限であり、具体的な提出月日は、協議会等におたずねください。

⬇「ゲタ対策」を申請される方は⑧⑨⑩の記入が必要です。
「ナラシ対策」を申請される方は⑥⑦⑨⑩の記入が必要です。

記入例

経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号B）

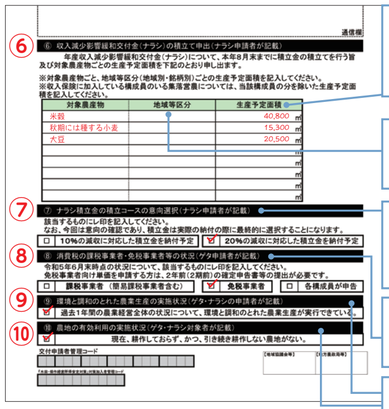

【生産予定面積】
令和5年度に販売目的で生産（米・麦・大豆等）を予定されている面積を概ね100㎡単位で記入してください。

【地域等区分】
地域等区分が設定されている場合は、記入してください。

ナラシの申請を「する」に「○」を付けた方は、「10%収入減に対応」、「20%収入減に対応」のいずれかに必ずチェックしてください。

ゲタの申請を「する」に「○」を付けた方は、「課税事業者」、「免税事業者」等のいずれかに必ずチェックしてください。

⑨⑩は確認事項となります。忘れずにチェックしてください。

【ゲタ・ナラシ対策申請の方】交付申請書に添付する書類

- □ 認定農業者　農業経営改善計画認定書（写）
- □ 認定新規就農者　青年等就農計画認定書（写）
- □ 特定農業法人　特定農用地利用規定認定書（写）及び当該特定農用地利用規程（写）
- □ 集落営農　事前に法人化や農地集積の取り組み状況について市町村の判断を受けていただきますので、市町村に相談してください。

必要な書類をご確認ください

※上記の書類は、前年度に加入されている方で、内容に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます。

ゲタ対策

加入申請方法

提出書類
A. 交付申請書（様式第1号A・B）　様式第1号A▶
B. 営農計画書（様式第2号）
C. 播種前契約書等

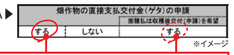

免税事業者向け単価を申請する方
個人…令和3年の確定申告書B、青色申告決算書または白色申告収支内訳書
法人…二期前の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（全て写し）

➡ 6月30日までに協議会等に提出

交付申請方法

【数量払】
提出書類
A. 数量払の交付申請書（様式第9−1号）
B. 出荷・販売契約書・農産物検査結果通知書もしくは品質区分の確認結果を証明する書類等

➡ 翌年3月5日までに協議会等に提出

大豆・そばの数量払の交付申請は、
➡ 翌年4月30日までに協議会等に提出
※令和5年産から、提出期限が変更になりました。

【数量払】
畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請
➡「する」に「○」を付ける
【面積払】
収穫後交付（申請）を希望する方は、数量払交付申請時に面積払交付を希望「する」に「○」を付けてください。

ナラシ対策

①補てん金の交付申請方法【令和4年産】

提出書類
A. 収入減少影響緩和交付金の交付申請書（様式第10−1号）
B. 出荷・販売実績数量報告書などの出荷・販売数量がわかる書類
C. 令和4年産の積立申出後に、契約数量の変更があった場合、変更内容がわかる書類

➡ 4月30日までに農協・協議会等経由で農水省に提出

②加入申請方法（積立申出）【令和5年産】

提出書類
A. 交付申請書（様式第1号A・B）
B. 米穀の出荷・販売契約数量等報告書（様式第10−11号）

令和4年産米から事前契約等を要件化しています。

➡ 6月30日までに農協・協議会等に提出

③積立金の納付方法【令和5年産】

A. 生産予定面積に基づいた積立額が通知されますが、
①農協・集出荷団体などが代理事務を行っている場合
②通知された積立額を自らが納付する場合
がありますので、詳細は協議会等におたずねください。
B. 上記②の方は、納付期日までの納付をお願いします。

水田活用

加入申請方法

提出書類
A. 交付申請書（様式第1号A）
B. 営農計画書（様式第2号）

様式第1号A▼

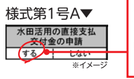

水田活用の直接支払交付金の申請
➡「する」に「○」を付ける

➡ 6月30日までに協議会等に提出
※コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業も同様式を提出してください。

出荷・販売の実績報告等

提出書類
A. 水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書（様式第11−1号）
B. 出荷・販売契約書等の確認書類

➡ 12月20日までに協議会等に提出
※麦、大豆、飼料作物、地域振興作物の確認書類は、翌年の6月30日まで提出することも可能です。

飼料用米・米粉用米の数量報告

提出書類
A. 水田活用直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書（様式第11−2号）
B. 農産物検査結果通知書等の確認書類

➡ 翌年1月31日までに協議会等に提出

農林水産省

経営所得安定対策等を申請される農業者の皆様への注意事項

- ●交付申請書・関係書類等の提出は、協議会等が指定する期日までに、必要事項等を記入の上、提出してください。
- ●出荷・販売契約書・伝票等の証拠書類は、交付申請を行った翌年度から5年間保管してください。
- ●交付金の交付申請の際に、虚偽の申請や対象作物を作付けしていない場合は、交付金は交付されません。また、既に交付された交付金は返還となります。
- ●加えて、本対策で作付けする作物は、基本的に販売することを目的としており、は種をしただけ、雑草・病害虫等の防除、収穫を行わないなどの理由により、収穫量が著しく低下する（いわゆる「捨てづくり」）に対して交付金は交付されません。
- ●ゲタ対策・水田活用の対象作物の収穫量が減収した場合は、所定の様式にその理由を記入し、関係書類を添付して提出してください。
- ●証拠書類が保管されていない、指示に応じず提出しない、国による調査に応じないなど、本対策でのルールを守らない場合も交付金の返還となります。
- ●加工用・飼料用米などの新規需要米を主食用米に出荷・販売（いわゆる「横流し」）した場合は、本対策の全ての交付金の返還はもとより、氏名等の公表、一定期間は本対策に加入できない措置が執られます。

オンライン申請を希望する皆様へ

オンライン申請を希望する方は、下記サイトをご確認ください。
農林水産省共通申請サービス eMAFF　検索　https://e.maff.go.jp/GuestPortal

お気軽に、無料電話相談
0120-38-3786（サアミナハイロー）

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

【問い合わせ先】
弘前市農業再生協議会（事務局：弘前市農政課農産係内）
電話　0172-40-0504（直通）